平成２３年（フ）第２５２号
相模原市中央区田名4449番地１　コーポ関根205号室
債務者　増野　　豊
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８５号
相模原市中央区上溝3125番地13
債務者　宮田　雄二
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２８６号
相模原市中央区清新８丁目１番20号　シャルム相模原306
債務者　畑田　　誠
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９５号
相模原市中央区上溝1939番地１　エクセル上溝206
債務者　西山　裕子
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９７号
相模原市中央区千代田６丁目12番17―504号
債務者　山口　大輔
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９８号
相模原市中央区横山４丁目４番９－６号
債務者　三浦　美香
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９９号
相模原市中央区清新２丁目７番16号　エクセル清新105
債務者　中谷　哲男
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６号
山口県宇部市北琴芝２丁目９番22―220号、旧住所山口県宇部市東琴芝１丁目４番１号
債務者　稲尾　克樹
１　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４３号
北海道野付郡別海町西春別223番地の４
債務者　青木亜弥子（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第４２００号
大阪府枚方市東香里元町26番２号
債務者　廣居　　享
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１号
釧路市愛国西１丁目19番11号　畠山ハイツＥ号室
債務者　鶴見　祥子
１　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０８号
茨城県日立市金沢町６丁目14番２号
破産者　中島　義朗
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第４６３号
埼玉県川口市芝４丁目16番４号　サンパーク芝103号、旧住所静岡市駿河区広野６丁目13番10号
破産者　霜垣　　洋
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４２号
静岡市清水区谷田９番26号、旧住所静岡市葵区桜町１丁目17番７号
破産者　町塚美代子
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１００４号
堺市堺区香ヶ丘町２丁７番９号、住民票上の住所堺市堺区宿院町西３丁１番14号
破産者　増田　　清
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２７号
堺市南区晴美台１丁29番３―107号
破産者　小田ゆかり
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
岡山県倉敷市船穂町船穂138番地、住民票上の住所岡山県倉敷市船穂町船穂1251番地１
破産者　赤澤　賢二
１　決定年月日　平成23年７月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係